

## 先進事例検索システム

事例No.	2311
公表年度	R4
団体の属性	町村
団体名	北海道積丹町

事例区分 (大)	公営企業
-------------	------

事例区分 (小)	観光施設事業
-------------	--------

事例種類	民営化等
------	------

### 事例内容・タイトル

公設公営温泉施設（岬の湯しゃこたん）の民間譲渡～「公の施設」の官民連携による再生を目指して～

### 出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（令和5年2月号）

# 先進事例紹介



## 公設公営温泉施設（岬の湯しゃこたん）の民間譲渡 ～「公の施設」の官民連携による再生を目指して～

北海道積丹町商工観光課長  
松谷 太志

### 1. はじめに

地域資源を活かした地域の振興や雇用創出など複数の設置目的により建設された公設の観光施設を有し、現在、施設の経年劣化や経営不振等により、事業廃止や民営化による経営改革の方向性を見出すために日夜悪戦苦闘されている自治体ご担当者の方々が少なからずおられると思います。

この度、平成13年度に建設した積丹町産業交流雇用対策推進施設（岬の湯しゃこたん）を民間事業者へ譲渡した一連の取組について、事例地紹介として本誌に寄稿する機会をいただきましたが、譲渡したことをもって成功と捉えるのではなく、建設時の公の施設としての設置目的や、民間事業者の経営理念・地域振興への貢献や企業の社会的責任に対する認識等をお互いに尊重・共有し、運営を継続していただくことが重要と考えます。

このため、今後、本施設の行政記録として検

証や振り返りができる資料となるよう一連の取組を詳細に記させていただき、このことが同様の課題に取り組んでいる自治体ご担当者の方々の一助としてご参考にしていただけるものとなれば幸甚であります。

### 2. 積丹町の概要

#### (1) 立地条件・自然条件

積丹町は、北海道の中央部から日本海に突き出た積丹半島の先端に位置し、総面積は238.13km<sup>2</sup>、面積の約80%を林野面積が占め、地形は平野部が少なく、高さ100m余の急峻で複雑な海岸線が連続しています。

県庁所在地である札幌市までは約78kmの距離にあり、平成30年に開通した後志自動車道余市インターチェンジを利用すると札幌市からは約1時間30分の移動時間となっています。

気候は、対馬海流の影響を受け北海道内では比較的温暖ですが、冬は日本海の荒れ狂う風雪の日も多く、特別豪雪地帯に指定されています。

## (2) 歴史

約400年前の慶長年間（1596年～1615年）に松前藩の領地と定められてから始まり、ニシン漁が最盛期を迎えた明治・大正期にかけて発展し、明治35年に美国に町制、同39年に入舸、余別に村制が施行されました。

このような背景から、大型網でニシンを漁獲するための作業唄の一つである民謡「ソーラン節」は、本町のほか近接する余市町が発祥の地とされており。

その後、昭和31年に美国町、入舸村、余別村が対等合併し積丹町が誕生しました。昭和35年の国勢調査では人口は8,070人、世帯数は1,546世帯でしたが、令和2年の同調査では人口が1,831人まで減少しています。

なお、「積丹」という地名は、アイヌ語で「夏の場所」を意味する「シャック・コタン」が転訛したものと伝えられています。

## (3) 産業

古くはニシン漁を中心とした沿岸漁業を基幹とし、農業とともに第1次産業を中心として地域経済を支えており、特に6月上旬～8月下旬に漁期が限定される「ウニ」は、全国的に高い評価を受けております。

また、神威岬に代表される断崖絶壁の海岸は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園として北海道で唯一の海域公園に指定され、その澄みわたる海の色は「シャコタンブルー」と称えられる美しさです。

優れた自然環境・景勝地を訪れる観光客も多く、観光業が町の第三の産業として成長するとともに、豊かな植生を活用した「積丹GIN」蒸溜所の建設や海を育む水源の森づくりをコンセプトとした「JTの森 積丹」、また、ウニ殻を施肥材として用いるコンブ養殖の取組など、近

年では産業と自然を未来に繋げる試みも盛んです。

## (4) 財政状況等

本施設を民間譲渡した背景に深い関わりがありますので、財政状況等について記載します。北海道夕張市の財政破綻を契機として平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布されましたが、同時期に全国紙が報じた平成17年度決算に基づく試算では、本町の連結実質赤字比率は52.1%と全国ワースト4位であり、同法による「再生団体」指定が見込まれる非常に厳しい財政状況下にありました。

本町では平成16年度から議会と町民の理解のもと行財政改革に取り組み、平成18年度には多額の運営赤字（繰上充用金）を抱えていた診療所の入院及び夜間・土日診療を廃止していたところですが、同法の公布を受けて財政健全化計画を策定し、職員基本給の平均17%削減、町営公衆浴場の廃止、使用料等の見直しなど、「全国最低の行政サービスと全国最高の住民負担を目指すのか。」と厳しい声を頂いた200項目に及ぶ更なる行財政改革に取り組んだ結果、「再生団体」の指定を回避し、平成22年度決算で連結実質赤字比率の主な原因となっていた診療所の運営赤字（繰上充用金）を全て解消しました。

このことは、将来に渡って決して忘れてはならない町史の教訓となっており、令和3年度の財政指標では標準財政規模が1,929,047千円、財政力指数は0.11と小規模で財源に余裕がない自治体であります。同法が定める4指標に全て抵触はしておらず、また、平成20年度に1億1千万円まで減少した基金（減債・特目含む。）は17億8千万円まで積み増ししています。

### 3. 積丹町産業交流雇用対策推進施設(岬の湯しゃこたん)の施設概要と運営状況等

#### (1) 施設の概要

① 建物	主体施設：鉄筋コンクリート造一部木造 地下1階地上1階 建一部2階 1,837.46m <sup>2</sup> 【平成13年建設】 交流施設(休憩室)：木造 地上1階建 181.89m <sup>2</sup> 【平成15年建設】
② 運営開始年度	平成14年4月
③ 施設内容	入浴施設(男女高温湯、中温湯、泡風呂、水風呂、サウナ各1、露天風呂各2)、休憩室(増設含む)、軽食コーナー、売店、事務室 他
④ 総事業費	961,798千円 (うち本体工事費720,785千円)
⑤ 泉源等	湧出量204ℓ/分(動力揚湯) 孔底深度1,004m 泉温52.5℃ 循環式

#### (2) 建設経緯等

平成初期、北海道内の多くの自治体に公共温泉施設が設置される中、議会や観光関連団体から、観光客が夏期に集中する通過型観光から脱却し、通年・滞在型観光への転換を目指すため、



積丹町産業交流雇用対策推進施設



露天風呂から望む神威岬へ沈む夕日

観光拠点施設として公設公営による温泉施設建設への期待が高まりました。

これを受けて平成9年度に温泉掘削事業を実施するとともに本施設の計画に着手、設置目的を「町民の健康増進」「都市との交流」「観光等の振興」と掲げました。

また、温泉掘削・施設建設・施設運営の全てを公設公営で実施する方針が議会でも確認され、軽食サービス提供機能を持つ日帰り温泉施設を建設、施設名称を積丹町産業交流雇用対策推進施設(岬の湯しゃこたん)として平成14年1月にオープンした後、平成14年度からは特別会計を設置し運営を開始しました。

#### (3) 運営状況

本施設は年間利用者数を125,000人と見込み、年間収支は4,446千円の赤字が発生するものとして計画されています。

年間利用者数は平成14年度に183,040人を数えましたが、その後は年々減少を続け、平成20年度には108,654人となり、平成23年度以降は約8万人前後(コロナ禍の令和2～3年度を除く。)の利用者数となりました。

また、本施設は平成14年度以降、毎年、一般会計から繰出金を受けて運営しておりますが、

繰出金の基準を設けて、基準内繰出金は、公債費のうち施設整備時に発行した過疎対策事業債の交付税措置分であるもの。基準外繰出金は、①公債費のうち施設整備時に発行した過疎対策事業債の交付税措置分以外であるもの。②一般会計で収入した国等の補助金を繰り出すもの。③赤字補てんのため繰り出すもの（以下、「赤字補てん分」という。）の3種類に区分し会計処理してきました。

このうち、③赤字補てん分の繰出金を本施設の年間収支の赤字としておりますが、計画を下回る赤字であったのは平成16年度と平成21年度の2か年で、平成24年度以降は単年度で26,000千円を超える赤字が発生する状況が続き、民間譲渡までの20年間の累計では436,302千円まで積み上がりました。

## 4. 民営化の第一歩

### (1) 課題の明確化と共有

財政健全化に取り組み厳しい行財政改革を経験した本町では、本施設の赤字に対して議会や町民の関心が非常に高く、冬期料金の改定や軽食メニューの見直し、イベントの開催など利用者増大対策を講じてきましたが、期待された効果に繋がらない一方で、本施設の建設財源のほとんどを過疎対策事業債の発行で賄ったため、その償還が完了する平成25年度までは町が所有し続けなければならないという課題を抱えていました。

また、建設経緯から公設公営で運営すべきという議会の意向も強く、民営化の検討に向けた議論の第一歩として本施設の現状と課題を明確化し、議会を含め多くの町民に知ってもらうことが必要でした。

このため、平成25年11月号の広報誌で4ペー

ジに亘り本施設の特集記事を掲載し、公債費償還状況・利用者増大と経費縮減対策・指定管理者制度など効率的な運営方法の導入・計画的な保守や設備の更新整備に要する財源確保など解決しなければならない課題等を明確化するとともに、町民が参加する「町長室出前懇談会」においても特に急がれる重要な地域課題として取り上げ、観光施設として本施設に求められる民間の経営手法への努力不足に対する厳しい指摘を受けながらも、解決方策への意見を伺う機会に努めました。

### (2) 民営化の検討を決定

議会では、平成27年6月に産業建設常任委員会（以下、「常任委員会」という。）で本施設を審査しましたが、審査時点では施設の建設経緯から町が民営化への具体的な方針等を示すことができず、事件名は「本施設の運営及び管理状況について」となり、議会からは利用者増大への一層の取組努力と、今後の具体的な運営改善策を検討のうえ示すよう意見が出されました。

このようなことから、建設時の公設公営で実施する方針を変更することに一定の理解を得たものと判断し、平成29年11月の議会全員協議会において本施設の方針を転換して民営化について検討したい旨を説明、翌12月には事件名を「本施設の民営化について」とした常任委員会が開催され、以後、民営化が決定するまで審査が続くことになりました。

なお、町民から、「少なくとも過疎対策事業債償還完了後直ちに方針を転換し、検討を早めておけば最終的な赤字が4億3千万円を超えることは無かった。」と指摘を受けており、このことは真摯に受け入れなければなりません。

## 5. 民営化の具体的方針等

### (1) 民営化方法の決定

平成30年1月、本施設の民営化に係る2回目の常任委員会で、民営化の方法は指定管理者制度または民間譲渡の2案とし、それぞれの基本的事項や課題を説明した後に検討を重ねていましたが、施設の建設経緯及び公有財産としての手続きを考慮して、平成30年10月に庁内の横断的な検討会議を設置し、構成員を商工観光・総務・企画・住民福祉・建設・税務課長等としました。

検討会議では、本施設の設置目的の継続性を最も重要視して指定管理者制度の導入を強く推す声もあったのですが、①直近の決算では30,000千円を超える赤字が発生しており、相当額の指定管理料の支払いを条件とせざるを得ないこと。②観光施設としての本施設の性格上、指定管理者から経年劣化による設備更新等への対応を急がれ、また、費用が多額となることが見込まれるが、財源として起債を発行するしかなく、償還完了まで更に施設を所有し続けなければならないこと。③地域密着型の理念を基本とした新しい発想の下で、最も民間力が発揮される経営手法であることから民営化の方法として民間譲渡を選択しました。

この決定に至るまでには、公の施設の指定管理者制度の導入による経営改善の限界と将来的な財政負担の困難性についての庁内・議会における共通認識醸成の難しさがあったほか、公の施設建設構想の検討時における国等の財政支援制度活用の優位性の重点論議から、長期に及ぶ施設運営の優位性からみた「公設公営」「公設民営」「民設民営」のいずれの選択が望ましいのかという建設手法論議重視への行政施策の具

現化検討の在り方を考え直す機会ともなりました。

### (2) 公有財産の譲渡条件

しかし、公設公営とはいえ年間30,000千円以上の赤字が発生し、多額の改修費が見込まれる施設を、民間事業者が購入するのは現実的に大変厳しいとの認識がありました。

ただ、北海道遺産でもある神威岬と積丹岬を両端に捉えた日本海を一望する露天風呂からの眺望、特に大海原に沈む夕日を体験した方々からいただく声から、本施設の立地条件にのみ希望を持つ状態でした。

このため、本施設の民営化を公有財産の譲渡として捉えたとき、時価をもって予定価格とすることは不可能であると判断し、建物については、不動産鑑定評価額である1億4,500万円は参考価格としてのみ公表し、最低予定価格は設定しないこと。また、土地については、譲渡先の経営変化に伴う敷地の保全と将来的にも公有財産として健全な土地利用を維持するため譲渡せず、更新が可能な30年間の無償貸付を条件として、いずれも地方自治法の規定により議会の議決を得ることとし、物品については財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を適用させることで無償譲渡とすることにしました。

### (3) 公募型プロポーザル方式の採用

次に、本施設の設置目的を継承していただく民間事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用することとし、評価項目と配点については別表（後掲）のとおりとすることで、設置目的の継承と併せ温泉としての機能維持と他用途との複合化による高度利活用など、民間事業者による地域活性化策を含めた柔軟な発想から、本町の観光業や地域への貢献に期待ができる企画提案を募ることとしました。

なお、従業員（現 会計年度任用職員）については、従業員の希望により継続して雇用し、現在の給与等雇用条件を維持するよう努めることを条件としています。

また、民間事業者が公募要項等に違反した場合の対応として、町に承認を受けることなく10年未満で事業を廃止した場合等は契約不履行とみなし、無償で譲渡物件を返還させることを検討していましたが、契約書の約定事項の法的不備に伴う紛争を未然に防止するため、弁護士事務所に当該契約書等の法的妥当性や損害の可能性の審査を依頼したところ、公序良俗に反し無効となる可能性が指摘されたことから無償返還を取りやめ、本件の特殊性に照らして違約金の額を売買代金の50%などとする契約書を作成しました。

## 6. 民間譲渡へ

### (1) 公募開始と結果

平成31年3月20日、譲渡時期を令和2年4月1日、応募書類の受付期間を令和元年7月10日までとする第1回の公募を開始し周知に努めましたが、参加意向確認書の提出が1件のほか数件の問い合わせがあったものの応募はなく、これら民間事業者からは、「魅力的な立地だが、施設規模が大きく日帰り温泉事業だけでは赤字が見込まれるため、宿泊施設を建設する用地が必要である。」との意見が多く寄せられ、また、「本施設の隣接地で売却可能な町有地等を紹介してもらいたい。」との要望がありましたが、応えられる状況にはありませんでした。

このため、改めて本件の困難性を認識することとなりましたが、第2回の公募を開始することとし、この間、複数の北海道内大手観光事業者へ直接、本件の譲渡に係る資料を送付し、ま

た、金融機関を通じて取引先企業へご紹介いただくなど、周知の強化に取り組みました。

しかし、第2回及び第3回での公募においても問い合わせはありましたが応募には至らず、平成31年3月20日に開始してから、第3回公募の応募書類の受付期間が終了した令和2年7月10日まで、膨らむ赤字と施設の経年劣化の進行、そして、何よりも従業員の方々の今後の就労の場に対する不安の心労を考えると大変辛い期間が続く中、追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染拡大により全国の観光関連産業が大きなダメージを受け始め、本件の行方は益々見通せない状況となっていました。

### (2) 応募と審査

この間、常任委員会からは、公募の状況を鑑みて、温泉は貴重な地域資源であり温泉のない町になることは回避すべきなどとして、固定資産税の減免措置など民間事業者の負担を軽減する施策の検討をすべきという意見等をいただきましたが、第4回目の公募は主要な条件を変更せず、令和2年8月7日に応募書類の受付期間を令和2年10月16日までとして行ったところ、締切最終日に1社から応募があり、職員による運営検討会議を主体として、大学の経営学部教授をオブザーバーとして参加いただくプロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による審査を実施しました。

これまでの経過と状況から各委員は期待を込めて審査したと考えられますが、民間事業者から提出された企画提案書に基づくヒアリングを実施した結果、「熱意は十分に感じられたが、事業目的の着実な達成度の期待が低いと評価したので非選定とすべき。」との評価結果となり、優先交渉権者として選定されませんでした。

また、選定委員会からは、募集要項の見直し

を行い、制約条件等の弾力的な運用を検討の上、再度、公募することについて検討するよう意見が付されたため、第5回目の公募では、日帰り温泉事業の継続期間を10年から5年に短縮するとともに、譲受者と運営者の分離及び通年経営の要件を弾力化することとしました。

### (3) 施設の休館決定

本施設の民間譲渡に取り組む一方で、令和3年度予算編成時期を迎え設備を点検したところ、給湯ポンプの更新等で約17,000千円の改修費が必要であることが判明し、また、外部環境においても、令和2年4月からは冬期間の露天風呂の休止や、軽食サービスの直営での提供を終了するなど経費の節減対策を図ってきましたが、コロナ禍により入館者数が5万人前後まで落ち込んでおり更なる赤字の増額が見込まれました。

このため、令和2年12月及び令和3年1月の常任委員会では、様々な意見等を拝聴しつつ、町の方針として令和3年度は通年雇用に配慮しながら令和4年1月末で休館とせざるを得ない状況にあると判断したことを説明しました。

併せて、今後の民間譲渡の取組に関する考え方として、本施設を休止後に現状を維持しつつ民間事業者の応募を待つことは、休止した公有財産に多額の維持管理費を必要とするため、本施設を解体し土地と温泉権を活用した新たな譲渡方法の検討について着手せざるを得ない状況であることも説明しています。

### (4) 5回目の公募と民間事業者の選定

状況が悪化していく中、第5回の公募を令和3年7月30日に応募書類の受付期間を令和3年10月15日までとして行いました。コロナ禍の中で本施設の民間譲渡に都合の悪い情報も全て公表してきましたので、厳しい状況となることを

想定していましたが、締切最終日に2社から応募がありました。

残念ながら1社は応募書類不備により審査することはできなかったのですが、残り1社により企画提案書に基づくヒアリングを実施し審査した結果、評価点が基準を超えたことから優先交渉権者として選定し、その報告に基づき、町長が決定しました。

この結果を令和3年10月29日に優先交渉権者に通知し、令和4年4月1日の譲渡等を目指して両者で協議するとともに、協議後の仮契約の締結、また、関連議案の議決に向け対応していくことになりました。

## 7. 議会との調整と議決

### (1) プロポーザル方式のデメリット

同方式は地方自治法第234条第1項の随意契約とされておりますが、透明性・公平性を確保しなければならないものであることはご承知のとおりであり、また、選定委員会については、①民間事業者の提案内容に著作権や保有するノウハウが含まれ、公開することにより経済活動上の利益を害するおそれがあること。②委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれに配慮する必要があることから非公開で開催したため、民間事業者の応募から優先交渉権者としての決定に至るまでの間、情報を議会と共有することができませんでしたので、本件のように議会と町民の関心が非常に高く、また、議会の議決を要する事案の場合、議会と調整のうえ、選定理由と併せて優先交渉権者となった民間事業者の実像を知っていただく機会の設定が重要になると判断しました。

このため、令和3年11月29日の常任委員会で、民間事業者からの応募書類等を資料として選定



理由を説明しましたが、資本金100万円で設立した新規法人であったことから、事業継続に対する心配の意見や選定委員会の審査経過に対する質疑があり、個人的には、厳しい反応として受け止めざるを得ませんでした。

ただ、同日、議会議員と民間事業者との懇談会を町主催で開催し、直接、地域密着型の経営理念や提案内容、また、前回の公募において落選した後、今回の公募に向けて準備を重ね、町内の企業と合同で新規法人を立ち上げて再応募した経過などを積丹ファンとしての熱意を込めて説明いただいたことで、議会の議決に向けた前進が図られました。

## (2) 議会の議決

議会からは、「常任委員会の中で参考人招致として扱う審査をすべきであり、公有財産の譲渡に係る関連議案の審議前に懇談会等を開催すべきではない。」との議会運営原則に沿った意見もありましたが、最終的には町の対応について理解いただき、令和3年12月27日には札幌市で民間事業者の事業活動について実状視察を行いました。

また、並行して民間事業者と仮契約書の締結に向けた協議を続ける中で、応募書類に大手不動産会社や道内新聞社等と連携して本施設を利用した地域振興へ取り組むという提案内容があったことから、これら支援企業参画の状況について確認していたところ、札幌市での実状視察に併せて道内新聞社と町及び議会による面会が実現したほか、大手不動産会社からは地域振興の構想実現に向けて企業版ふるさと納税の申出がありました。

このような状況等を総合的に勘案し、また、民間事業者との協議が整ったことから、令和4年1月28日に本施設の民間譲渡等に関する基本

協定書、町有財産譲渡仮契約書、土地使用貸借仮契約書を締結した後、令和4年2月8日の臨時議会において、地方自治法第96条第1項第6号の規定による議案が可決され、令和4年4月1日からの本施設の民間譲渡による民営化が実現しました。

## 8. おわりに

民間事業者は日帰り温泉事業の経営だけではなく、本施設を拠点に交流した企業や個人が、地域に根差した事業を生み出す仕組みを構築するまちづくり会社としてのビジョンを掲げており、本施設の立地と本町の多様な可能性を秘めた地域資源を活かし、新たな価値を地域活性化策として見出そうとする熱意に感謝するとともに、町では、地域活性化へ貢献する計画の実現に向けて協議に応じることとする規定を協定書に登載することで、今後、従来の公設民営や民設民営とは異なる官民連携手法により、公の施設建設目的の理念を継承しつつ、地域密着型の民間企業による本施設を活用した地方創生の取組を図っていくこととしています。

観光関連産業がコロナ禍の大きな影響を受ける中、追い打ちをかけるような原油高・電気料金などの値上げにより大変厳しい経営環境にあると推察されますが、令和4年5月31日には大手不動産会社や道内新聞社のほか道内バス会社など5社で、本施設の活用を通じた地域活性化などにおいて連携する覚書を結んだと連絡があったほか、現在、施設の魅力化づくりのため、総務省の産学官の連携による地域資源を活用した地域密着型プロジェクト事業への支援制度である地域経済循環創造事業交付金の活用に向けて調整中であり、現下の困難な状況を乗り越えていただきたいと願っています。

---

---

今回の事案は、本町ではこれまでに例のない事案であり、一連の取組を通じて組織として横断的に取り組むことの重要性の再認識や、議会や町民との情報共有と合意形成のプロセスにおける努力が大きな役割を果たすことを学ぶ機会となりました。議会においては平成29年12月の常任委員会から、令和4年2月8日の議決までに本件審査に合計13回の常任委員会が開催されたほか、残念ながらコロナ禍の中では町民の方々に集まっていただく説明会を開催することはできませんでしたが、広報誌により情報を共有させていただき、また、町商工会や観光協会の総会等においても説明の機会をいただき取り組んできた結果、本件への理解をいただくことができたと考えています。

最後になりましたが、本施設の管理課である商工観光課が民間譲渡の事務を担ったことから、従業員の方々には本施設の施設長でもある私との距離感に苦しんだ方もおられると思います。特に、第5回目の公募時には本施設の休館が決定しており、将来の見通しが立たない中、働いていただいた従業員の方々に感謝を申し上げますとともに、今回の一連の取組では本当に多くの方々のご助言とご支援を頂きましたことに、この場をお借りして御礼申し上げます。

## 別表

## 岬の湯しゃこたん 評価項目及び配点

個別評価項目		配点
1	施設経営者としての理念・経営方針及び財務基盤等について	20
	○企業の歴史・機構・経営理念・経営方針	
	○直近3年間の決算状況	
	○就業規則の整備状況	
2	○類似施設の管理運営実績	20
	当町の立地や温泉、観光資源等の優位性の評価と施設経営の意欲について	
	○譲渡に応募した理由（動機）	
	○施設運営の方針	
3	○企業の機関決定の状況	30
	事業の継続に対する適切な将来展望について	
	○温泉施設を機能維持（5年以上）するための事業継続についての方策	
	○施設の活用方針及び活用計画	
	○収支計画の考え方	
	○施設購入資金調達計画	
	○収支計画書（5事業年度分）	
	○安全管理のための考え方	
	○管理経営体制の考え方（職員の継続雇用方針及び職員体制）	
	○業務引継ぎに対する考え方	
○営業開始までの作業行程に関する考え方		
4	施設運営に関するサービス向上のための企画・提案について	10
	○具体的な企画・提案（温泉施設との複合化など）	
5	地域への寄与や配慮について	10
	○職員の地元雇用に対する考え方	
	○町内からの購買の考え方	
	○施設を含めた地域の観光業、地域の振興に対する考え方	
	○地域の産業経済団体との連携の構築についての考え方	
	○自然環境への配慮に対する考え方	
○利用者優待サービスへの対応に対する考え方		
個別評価点 ①（1 + 2 + 3 + 4 + 5）		90
購入希望価格 ②		10
総合評価点数 ① + ②		100

(注1) 配点は、個別評価点が90点、購入希望価格が10点の合計100点を満点とする。

(注2) 購入希望価格の点数は最高価格提案者が10点、2位以下の配点 = 10点 × 当該応募者の提示価格 / 最高価格（小数点以下四捨五入）

個別評価点の合計点が満点の6割未満であれば不採用